

當基準～保育所の一部地域の面積基準（「標準」），保育所の屋外遊戯場等の面積等の基準（「参酌すべき基準」）

②養護老人ホーム及び特養老人ホームの設備・運営基準～養護老人ホームの入所定員（「標準」），特別養護老人ホームの居室定員，機能訓練室等の面積等の基準（「参酌すべき基準」）

③介護福祉，障害福祉サービス事業等の設備・運営基準～各種サービス事業の利用定員（「標準」），その他の基準（「参酌すべき基準」）

④医療計画の内容の一部（医療提供施設の整備目標，医療提供体制の確保に関する事項）の例示化と病院・診療所の人員・施設基準（一部）（基本は「従うべき基準」，診療放射線技師・P T・O Tの資格・配置基準，病院の施設基準は「参酌すべき基準」）

⑤公共職業能力開発施設の実施基準～訓練生の数（「標準」），教科・訓練時間・設備，無料の訓練対象者，高度職業訓練の指導員資格（「参酌すべき基準」）

⑥公民館，図書館，博物館の運営審議会・協議会の委員委嘱・任

命基準（「参酌すべき基準」）
⑦公営住宅の整備基準，入居すべき低額所得者の収入基準（「参酌すべき基準」）

⑧準用河川の技術的基準，都道府県道・市町村道の技術的基準（一部）（「参酌すべき基準」）…

※「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」とは一体何か。内閣府の資料では次のように定義されている。

○「従うべき基準」→条例の内容は，法令の「従うべき基準」に従わなければならない。その基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を条例で定めることはできる。

○「標準」→条例の内容は，法令の「標準」の範囲内でなければならない。合理的な理由があれば，その範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を条例で定めることは許容される。

○「参酌すべき基準」→条例制定に当たって，政省令の「参酌すべき基準」を十分参考しなければならない。参照した結果であれ

ば地域の実情に応じて異なる内容を条例で定めることができる。

《今年4月時点での実施状況と内容》

地域主権戦略室の資料（2012年4月）によれば，自治体での条例制定状況は次の通りである。

条例制定に着手した団体は1641団体（91%）で，都道府県47団体（100%），指定都市19団体（95%），中核市40団体（97%），その他1535団体（91%）で，殆どの自治体が着手している。

また，分野ごとの制定状況は，公営住宅の入居基準は1286／1684団体（76%）と高いが，道路構造の技術的基準は11／1789団体（0.6%）と低く，バラつきが大きいと言える。

具体的な中身では，これも地域戦略室が公表した「地方独自の基準事例」を見ると，改善，改悪も含め，各自治体でさまざまな対応がされている。

例えば，焦点の保育所の設備及び運営基準では，大阪市，東京都は0歳児，1歳児の乳児室，ほふく室は基準を引き上げたが，待機児が多い区域では基準を引き下

げている。京都市は1歳児の保育士配置では国を上回る基準とした。公営住宅の入居基準では，離職，過疎地域で単身入居を可能とし，中山間地では収入基準の拡大を図った自治体もある。道路の技術的基準でも，数は少ないが独自の基準を設定したところがある。

《義務付け等の見直しにどう取り組むのか》

では，この問題にどうとりくんでいくのか。条例化に当たっては1年の経過措置が設けられたため，来年4月に先送りされているものが多く，年内の取組みが重要になる。

まず，憲法が保障する社会福祉・社会保障，公衆衛生等に係る最低基準や業務の質，専門性，安全性を担保する資格要件，技術的基準等は，国が法令できちんと最低基準を定め，財源も担保すべきであって，これが基本である。条例に委任する場合は，当然に「従うべき基準」にすべきである。

その際に留意すべきは，わが国の児童福祉施設最低基準などは，戦後の混乱期に策定されたため，その水準は欧米に比較すると極

めて低く、抜本的な見直しが必要で、政府には今日の社会的、経済的な発展を踏まえて不断に努力し向上していく責務があり、改善させていくことが重要である。

また、それは最低基準であり、各自治体が住民の要求や生活の実態、地域の特性などを踏まえて条例で改善（上乗せ、横だし）させていくことは可能であり、それを追求していくべきである。

「標準」「参酌すべき基準」事項では、基準引き下げを認める条例を作らせない、採用させない、改善への道筋をつけていくことが重点になる。先行した事例を調査し、内容を検証しながら、各地、各分野で前進させた先進的な事例を全国に広げていくことが必要である。

なお、この問題に係わる第3次一括法案は、今国会に提出されているが、まだ審議も行われておらず、今国会で成立するかどうかも不透明である。内容的には地域包括支援センター事業の実施基準や消防長・消防署長など職員等の資格・定数の条例委任、農業委員会の選挙区設定基準の緩和、地方独立行政法人を非公務員型に移

行する定款変更などが提起されている。

《県から市町村への権限移譲では》

のことについては、第1次分権改革（2000年4月施行）以前は、地方自治法153条2項の「市町村長への委任」により実施してきたが、同改革で「条例を制定して市町村長に処理させることができる」に変わった。事務の執行に要する経費（移譲事務交付金）は、地方自治法に基づき県が措置するとなっている。

そのため各県は、2000年度以降、事務処理特例に関する条例を制定し、各市町村と個別に協議して合意に至った権限を移譲して来た。すでに適用法令は200を超え、予想を上回る規模で実施されている。

今回の権限移譲は、「その制度の実績を評価し、これを普遍化する」として、それらを一括で法定移譲するものである。経費は法定移譲なので市町村負担となる。改正分は一部を除き今年4月から実施されている。この問題にどう取り組むか。

検討を始めた。市側は答申を受け、改正条例案を、11月下旬開会予定の市議会定例議会に提出する方針だ。

現在の青森市議会の議員1人当たりの月額報酬は63万3千円、期末手当を含めた年額では983万6820円が支払われている。議長は71万8千円（期末手当込み1157万7720円）、副議長は65万8千円（同1022万5320円）。41議員の報酬年額は合計4億500万円余に上る。

東奥日報紙が審議会の資料を基に、全市議の報酬年額を市民1人がいくら負担していることになるのか試算したところ、青森市は1347円で、全国に41市ある中核市の中では、最も負担が重いことが分かったとしている。

◎ 県内の町村長有志が東通原発などを視察

県内の町村長有志が、11月1、2の両日、運転休止中の東北電力東通原発と、建設中の電源開発大間原発の視察を計画している。呼びかけたのは西目屋村長、発起人には外ヶ浜、鶴田、六戸、南部などの首長が名を連ねている。

今日の地域主権改革、自治体構造改革にどう取り組む

角田 英昭（その2）

《具体的にどんなことが提起されているのか》

第1次、第2次一括法に盛り込

まれた事項は、内容も分野も多岐にわたっており、量的にも膨大である。基本的にはその一つ一つについて個別、具体的な検討が必要だが、ここでは条例委任で見直しの焦点になっている「標準」「参酌すべき基準」事項について、各分野で提起されている比較的身近な事例を紹介したい。

なお、括弧内は条例の基準設定の類型と条例の制定主体である。

①児童福祉施設の設備及び運

もできたのではないか。

新聞の社説も「本当に議論を尽くしたのか」と疑問を呈している（東奥日報 10/5）。

◎ 弘前市。「議員と市民との意見交換会」

「議会活動が市民に見えない」という意見が、議会の中で、議員自身からも出ている弘前市議会。いわゆる第三セクターをめぐる弘前市の関わりが市民からみてよく分からることが多いということから、「市民が主人公のみんなの会」は 11 月 2 日の午後 6 時、議員と市民との意見交換のため、標記の意見交換会を企画した。

具体的には次の二点が中心。

- ① ウオーターフロント開発（株）を岩木川市民ゴルフ場の指定管理者にした問題。
- ② 旧ダイエーの建物をめぐる弘前市の購入問題。

第三セクターをめぐる問題では、過去に金沢隆市長時代に弥生リゾート開発の跡地処理をめぐって、市長選挙の一大争点になった経過もあり、市民参加による十分な議論の必要性を教訓に残した。

前記「みんなの会」は、この交換会にあたって全ての会派代表と無所属議員に出席を要請したところ、4人の議員が応じている。

◎ 青森市議会の議員報酬 15% 削減問題

青森市特別職報酬等審議会（鹿内博市長の諮問機関、会長＝菅勝彦・青森大学教授）は 10 月 24 日、同市議会議長、副議長、議員の報酬を 2013 年 4 月から一律 15% 引き下げるよう答申し、付帯意見として議員報酬が 9 年あまり見直されなかった状況を指摘し、「少なくとも 2 年ごとに検討する機会をもつことが望ましい」という意見を付した。

一方、市長、副市長の給料月額については、現在の自主削減率（市長 23%，副市長 11%）を「尊重して重く受け止め、そのまま条例化すべき」と判断した。政務調査費や視察旅行費なども「活用状況が市民に分かりにくく、必要性や効果に疑問がある」と指摘し、市議会での

基本は今回の法定移譲で実際にどうなったのかを利用者・住民、当事者の立場から点検し、改善、向上に向けて、県及び当該市町村に必要な手立てをとらせていくことである。私は次の 5 つがポイントになるとを考えている。

- ① 移譲事務の内容、事務量に見合った責任ある執行体制が確立されているか。
- ② 経費は市町村負担であり、必要な予算が確保されているか。実質的には交付税で措置されるが、不交付団体は全額市町村負担だ。
- ③ 当該事務が効率的、効果的に行われているか。行政サービスの維持、向上が図られているか。
- ④ 県のフォローアップ。具体的には専門職員の派遣、人事交流、生涯研修等が実施し、または準備されているか。併せて単独での実施が困難な場合、隣接自治体等との水平的な連携・支援、市町村連合など多様な受け皿を整備し、当該市町村が最適な方法を選択できるようになっているか。
- ⑤ 権限移譲は行政（公務）の民間化と連動しており、民間委託、民営化、外部化への歯止めがかかっているか。

こうした取組みを通して、市町村への権限移譲が住民の暮らしや福祉、教育、自治の発展、向上に繋がるようにしていくことが大事である。

《補助金の一括交付金化とは何か》

これは国の補助金を廃止し、「基本的に地方が自由に使える一括交付金にする」というもので、「各省庁の枠にとらわれずブロックの政策の範囲で、地域が自己決定できるようにする」としている。政府は 2 年間で補助金 1 兆円を一括交付金化すると述べ、2011 年度は都道府県分で実施し、総額 5,120 億円を措置した。

問題は、一括交付金化が国の地方経費削減が前提になっていることだ。これは政府側の常套手段で、三位一体改革でも地方財源を 6 兆円以上削減した。そのため地方団体は①これは税源移譲までの経過措置、②総額確保、③自治体間の財政調整はしないことを要求してきた。しかし実際は、知事会の一括交付金担当の古川知事は内閣府のヒアリングの場で「今年度の投資関係補助金の大

幅削減に伴い、同交付金も前年度比6%減となつたため、各都道府県では継続事業の実施すら支障を来たしている」と指摘し、総額は「最低限、各都道府県の継続事業が円滑に実施できるよう確保すべき」と要請している。

そもそも使途を明確にした補助金は、当該事業の内実を担保するもので、“ひも付き”と称して一律に廃止すべきものではない。なお2012年度は都道府県の拡大分992億円、指定都市分（新規）1239億円が追加されたが、この中身についても精査が必要だ。

（つづく）

会費納入のお願い

2012年度の会費、及びそれ以前の分も未納の方は納入をお願いします。

個人会費 正 3,000円

賛助 1,000円

団体会費 正 10,000円

賛助 5,000円

振込用紙を同封します。

行き違いになったときはごめんなさい。

* 会費長期未納問題の解消について、現在理事会で検討中です。次期総会までには結論を出す方向です。

該当する方には先日、手紙をお送りしましたが、よろしくお願いします。

学習会「国のかたち、地域のかたち」—「地域主権改革」ねらわれる国民生活—

日時：11月19日（月）

18:30～

場所：青森県教育会館

講師：全労連 黒田健司氏

主催：青森県公務共闘

◎ 本の宣伝。

「地域主権改革」と自治体の課題

—自治体研究社編—

青森県地域・自治体問題研究所 会報

2012年11月5日 第69号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮165-19

TEL 017-762-6234



情報（市議会関係）

◎ 弘前市議会の定数削減問題

弘前市議会は、9月定例会の最終日9月26日、最大会派・憲政公明と一心会が、議員定数を現行の34から28に6削減する条例案を提出。採決の結果、賛成18、反対14、退席1の賛成多数で可決した。

これで現在の議員の任期満了（2015年4月30日）に伴う次期選挙から28の定数で選挙が行われることになった。

これについては、両会派以外の方の議員は25日まで、議案提出を知らなかった。定数削減の是非は、「議会制度等調査特別委員会」の場で議論されてきたが、検討の結果、「10減」「6減」「4減」「現状維持」の4案が出され、意見集約をみないまま、各案を併記する形で6月、中間報告がまとめられている。

あくまでも中間報告という認識に立てば、今回の「6減」案には唐突感が否めない。議会は民主主義の根幹をなす。二元代表制の一翼の議会の力をそぐ結果にもなる。中間報告がまとまった段階で、報告会のような形で市民に各案を提示し、市民の意見を聞く機会を持つこと